

IFRS に関する北米調査出張(カナダ)
調査報告書

目次

I. 各国の会計基準・開示制度全体のあり方	1
1.上場企業の財務諸表作成基準.....	1
2.IFRS の適用対象企業	3
3.単体財務諸表の役割	5
4.非上場企業に適用される会計基準.....	5
II. 国際会計基準(IFRS)への対応	6
1.IFRS の取り込み方	6
2.IFRS を導入した背景・理由	8
3.IFRS の導入と市場全体におけるコスト・ベネフィット	10
4.原則主義のもたらす影響	11
5.会社法への影響	13
6.税法への影響	13
7.規制環境、契約環境等への影響	13
8.企業等への影響	14
9.IFRS の導入を円滑にするための方策.....	15
III. 経済活動と会計のあり方	17
1.IFRS とゴーイングコンサーン経営.....	17
2.公正価値会計	17
IV. 会計基準設定主体のあり方	20
1.会計基準設定主体のガバナンス	20
2.会計基準設定主体の役割.....	20

I. 各国の会計基準・開示制度全体のあり方

1. 上場企業の財務諸表作成基準

連結財務諸表	単体財務諸表
資本市場法制上、IFRS が強制	資本市場法制上、求められない
※料金規制業種で1年、投資会社等で2年の適用延期	
※SEC 登録企業及び料金規制業種は米国基準可	

会社法制上は、株主総会提出用の財務諸表を作成する必要があり、上場企業では IFRS が強制される(詳細は後述)。

①連結財務諸表

資本市場法上¹、カナダの上場企業は、カナダ基準(Canadian GAAP)に従って財務諸表を作成する必要がある。この「カナダ基準」の内容が、2011年1月1日より、IFRSに移行したことから、上場企業は、基本的にIFRSに従った連結財務諸表作成が必要となっている。

カナダにおいて、法令上、上場企業に適用となる会計基準をIFRSではなく「カナダ基準」と規定している主な理由は、以下の2点によるとされる。

- ✓ これまで、ビジネス上の様々な契約で「カナダ基準」²という用語を参照しているケースが多く、これをIFRSとしてしまうことで混乱が生じるのを防ぐため
- ✓ IASBは英語以外のIFRSを公式に公表していない。この結果、カナダの公用語のひとつであるフランス語版のIFRSをカナダ独自に作る必要性があり、当該翻訳版はIASBの公表したIFRSという呼称を用いることができないため

なお、会計基準の適用に関しては、a.IFRS適用時期の延期 b.米国基準の適用という例外が存在する。

a.IFRS適用時期の延期

新カナダ基準(IFRS)の適用時期について、料金規制業種³は1年間、投資会社及び生命保険会社の区分勘定⁴は2年間、それぞれ適用延期の定めが存在する(その

¹ カナダの資本市場法は、モデルとなる全国方針(National Instrument)が連邦レベルで作成され、それを各州の判断で自州の資本市場法とするかどうかを定めている。

² 以降、内容が変わった「カナダ基準」を区別するため、原則として2011年1月より前までが使用期限であったカナダ基準を「旧カナダ基準」、2011年1月から原則として使われているカナダ基準を「新カナダ基準」と表記する。

³ 電力業・ガス業など、規制によって顧客から領収する料金の定めがある業種が該当

⁴ ここで対象となるのは、IASBが2011年8月に公開草案を公表した「投資企業」の定義に当たる可能性のある投

間は旧カナダ基準を継続して使用する)。

これらの業種について、適用時期延期が設けられたのは、現在検討中の IFRS の内容が旧カナダ基準と類似しており、現時点の IFRS を強制すると短期間に 2 度の修正となってしまうことに配慮したという背景がある。

《適用時期延期の背景－料金規制業種》

旧カナダ基準と現行の米国基準では、料金が規制されている業界に固有の会計処理の定めが存在し、この規定に拠れば、過去の決定で料金が固定され、現在の原価との間に生じる差額を規制資産負債(regulatory assets and liabilities)として繰り延べることが可能となる。IFRS では、このような規定が現在存在しない。

- ・ IASB は当該領域に関する公開草案(2009 年 7 月)を公表し、その中で規制資産負債の認識を認めることを提案しているが、まだ最終基準化されていないため、現在の IFRS を強制すると 2 度の修正(一度、規制資産負債の認識を中止し、再度、認識を行う)が生じることとなり、これを避けるべく、AcSB は 2012 年まで旧カナダ基準の適用を容認することとした(OSC)。
- ・ IASB のアジェンダコンサルテーションへのコメントでは、個別の基準としては、唯一、料金規制業種基準だけを優先的に取り上げるよう主張しており重視している。この論点は、カナダだけでなく、インドとブラジルも同様の問題を抱えていると理解している(AcSB)。

(注)規制資産負債の認識については、IFRS 公開草案に対し賛否両論があり、2010 年 9 月、アクティブ・プロジェクトから取り下げされた。

《適用時期延期の背景－投資企業》

旧カナダ基準では、投資だけを事業の目的とする企業の投資先に関する会計処理について、連結せずに投資勘定を金融商品に即した評価手法で評価することが認められており、類似の基準が 2011 年 8 月に IASB から公表されている。

- ・ AcSB の方針で、投資企業に対する IFRS 適用を延期している。これは投資企業の連結に関係して、最近、IFRS の改正提案があったことを理由としている。旧カナダ基準と新しい IFRS の改正提案が類似していたため、短期間に 2 度の修正という事態を避けるべく、決定された(OSC)。

b.米国基準の適用

料金規制業種は、2015 年 1 月 1 日に始まる事業年度より前まで米国基準の適用が可能である。また、上記にかかわらず、米国市場で証券を発行し SEC 登録企業と

なっている企業は、期限の定めなく米国基準の適用が可能となっている⁵

《証券当局による説明》

- ・ 料金規制業種については、AcSB の判断によって、1 年間の旧カナダ基準の適用が認められているが、当局としては、IFRS の影響等に関する分析が必要と考え、独自の判断により、2015 年まで米国基準の利用を認めた(OSC)。
- ・ SEC 登録企業は、2011 年 1 月以降も米国基準を使うことができる。この点に関しては、上場企業の IFRS 適用に向けて準備を進める中、2008 年 2 月にコンセプトペーパーを出して、SEC 登録しているカナダ企業に米国基準の適用を継続して認めるべきかコメントを求めた結果、米国基準の使用について強い支持があったため、認められているものである。米国市場で米国基準でのファイリングが求められている SEC 登録カナダ企業がある点や米国の競合企業との比較可能性を保つことが継続適用を求める主な理由であった(OSC)。

なお、OSC が 2011 年(4 月下旬から 5 月初め)に実施した米国基準利用会社数の調査によれば、米国市場で上場しているカナダ企業は 323 社程度であるが、米国基準を適用している企業は 59 社程度⁶であるとのことであった。

②単体財務諸表

資本市場法上、カナダの上場企業は、単体財務諸表が求められていない。トロント証券取引所(TSX)においても、上場に必要なのは連結財務諸表のみである。

会社法上も連結財務諸表の作成が求められる場合、単体財務諸表の作成は求められていない。

2.IFRS の適用対象企業

(1)IFRS の適用対象範囲

カナダでは、公的説明責任企業(Publicly Accountable Enterprises:PAE)という考え方を導入し、PAE は IFRS に基づく財務諸表の作成が義務付けられる。上場企業は全て PAE に含まれ、非上場であっても金融機関は全て PAE に含まれる。また、PAE 以外(例:非公開企業)にも IFRS の選択適用が認められている。

(参考 1)PAE の定め

PAE の定めは、カナダ公認会計士協会(CICA)の Handbook⁷で、以下のような定義となっており

⁵ National Instrument 52-107 paragraph 3.7

⁶ 米国市場に上場していないカナダの料金規制業種企業で、上記の例外規定を適用して米国基準を適用している企業を含んだ数になっている。この他、調査期間後に米国基準に切り替えた料金規制業種企業も存在することである。

⁷ カナダの会計基準は、CICA が発行する Handbook に定められる GAAP とされており、カナダの会計基準設定主

（“Definition” 3.(a)(i)、IASB が中小企業用の IFRS を作成するときに提案した定義と概ね対応している⁸

a. 公開市場で流通・取引される株式または負債証券を発行している、もしくは発行過程にある企業（公開市場には、国内・海外証券取引所、店頭市場、地方市場を含む）

b. 幅広い外部者グループのため受託者資格に基づく資産を有する企業。銀行、信用組合、保険会社、証券会社、投資信託及び投資銀行は一般的にこれに該当する。他の企業もまた、クライアント、顧客、または経営に関与しない者から信託された金融資産を保有し運用していることにより、幅広い外部者グループのため受託者資格に基づく資産を有する場合に該当することもある。しかし、これが本業に付随するものであれば（例えば、旅行代理店、不動産業、名目上の会員供託金を要求する協同企業、公益事業のように商品やサービスの提供より前に支払を受ける売手）、それをもって PAE となることはない。

（参考 2）PAE 以外の事業体の適用する会計基準（CICA Handbook “Applicability”）

新カナダ基準では、私企業（private enterprises）、NPO（Non-for-profit Organizations）及び年金（pension plans）について、各々 PAE に適用される会計基準とは異なる、各主体が適用すべき会計基準が定められている。

企業形態	適用すべき会計基準
私企業	新カナダ基準（私企業用）もしくは IFRS の選択適用
NPO	新カナダ基準（NPO 用）もしくは IFRS の選択適用
年金	新カナダ基準（年金用）

（2）市場区分等

欧州で見られるような規制市場、非規制市場の区分はない。カナダの証券市場には、各州にもともとあった取引所を買収して大きくなったトロント証券取引所グループ（TSX Group）と規模の小さい Canadian National Stock Exchange（CNSX）があるが、上場企業が使用すべき会計基準に差異はない。

《TSX の概要》

- ・ 2011 年 9 月現在、上場企業数は 3,797 社であり世界第 2 位、2011 年度の新規上場企業は 407 社で世界第 1 位、企業の資金調達額は 400 億ドル。シニア・マーケット（1,571 社）とジュニア・マーケット（2,226 社）がある。世界の Mining 産業の約 58%、石油ガス産業の 35% が TSX に上場している。約 40% の売買は海外投資家によるもの。カナダ以外からの資金調達が大きい（TSX）。

体である AcSB が Handbook に定めるカナダ GAAP を設定する。

⁸ Adoption of International Financial Reporting Standards – Background Information and Basis for Conclusions, AcSB June 2011（以下、導入レポート） paragraph 51

3.単体財務諸表の役割

(1)単体財務諸表

資本市場法、会社法において単体財務諸表の作成は求められないが、証券ブローカー等に対して、証券当局が資本の状況をモニタリングするために単体財務諸表の提出を求める場合 (NI31-103 paragraph 12.10(3)) がある⁹。

- ・ 投資家一般の関心は、連結財務諸表だけである。ただし、当局が単体財務諸表の作成を求めることはある。当局は、例えば自己資本の十分性をチェックするために単体財務諸表を求め、当該財務諸表を作成するための報告様式等を設けている (OSC)。

(2)実際に存在する単体開示例の位置付け

旧カナダ基準での開示において、例えば、Royal Bank of Canada が親会社情報として単体財務諸表を開示している例¹⁰があるが、自主的な開示あるいは契約によって求められている開示の可能性があると指摘が聞かれた。

- ・ 企業は財政状態、経営成績およびキャッシュフローの状況の公正な表示に必要な情報を開示する必要があり、そのような考え方のもと、これまでの単体財務諸表が開示されていた可能性がある (AcSB)。
- ・ (単体利用の一般例としては) 借入契約や他の事業合意書で、契約上の必要事項の準拠性を確認するために必要とされている可能性がある (AcSB)。

4.非上場企業に適用される会計基準

非上場企業は、IFRS を用いるか、新カナダ基準の私企業用を適用することになる。新カナダ基準の私企業用は、1年から2年に一度のペースで CICA Handbook を AcSB が更新する予定となっている。

最初の更新は 2013 年後半に公表され、2014 年 1 月から始まる事業年度より早くない適用期間から適用とする予定である。各々のトピックに関する公開草案は 2011 年もしくは 2012 年に公表される予定である。

⁹ 税務上、課税所得は個別企業レベルでの計算が必要 (会計基準の定めはない)

¹⁰ 2011 年アニュアル・リポート参照 http://annualreports.rbc.com/ar2011/PDFs/ar_2011_english.pdf

II. 国際会計基準(IFRS)への対応

1. IFRS の取り込み方

(1) 上場企業(連結)への取り込み方

① エンドースメント

AcSB は、カナダにおける会計基準設定主体として、CICA Handbook に定めるカナダ基準の内容を決定できる。したがって、AcSB は IASB の発行した IFRS をカナダ基準として採用しない(カーブアウト)権限を有している。

但し、カーブアウトは、単一の質の高い会計基準への移行を阻害するものと AcSB は捉えており、IASB の公表する IFRS は修正せずに Handbook に取り込む意図があることを表明している¹¹。

② 5 年の移行期間

カナダでは、IFRS 導入のための準備期間として 2006 年から 5 年間に設けた(実際には、AcSB が正式に移行を批准したのは 2008 年 3 月であり、ここから準備を始めた会社は実質的には 3 年程度の準備期間だった)。

- ・ 合理的な準備期間、明確な移行計画を示しコストや混乱を最小化することができ、5 年間という期間は十分だった¹²。小規模企業は、ビジネスもシンプルなため移行は一般的に簡易であった¹³(AcSB)。
- ・ (実質的に 3 年の準備期間だったことについて)多くの企業は、3 年で十分だった(AcSB)。
- ・ 2008 年の金融危機後に IFRS への移行を遅らせることができないかという企業があったが、他の企業はむしろ、この期に及んでの延期は難しいということだったので、延期はしなかった(AcSB)。

③ 一括適用

カナダでは、移行期終了時点(2011 年)において、その時点で有効な IFRS の全てを新カナダ基準として採用している¹⁴。

- ・ IFRS への移行を選択する以前、旧カナダ基準を米国基準とコンバージェンスするという戦略があり、質の高い会計基準を徐々に取り込んでいくという経験をした。しかし、企業や投資家に幅広くコンサルテーションを実施した結果、米国基準を1つずつ取り込むことについては、作成者にも利用者にも高い障壁があることが判

¹¹ 導入レポート paragraph 46

¹² 導入レポート paragraph 37

¹³ 導入レポート paragraph 39

¹⁴ 導入レポート paragraph 36

明し、特に非上場企業や小規模上場企業は米国基準の複雑性や導入コストに不満を持っていることがわかった。このような背景から、ひとつひとつの基準を取り込んでいくというよりは、一時に取り入れるビックバン式がよいという結論になった (AcSB)。

④早期適用

カナダでは、2011年1月より前からIFRSによる財務諸表の作成及び当局への提出を可能とした。親会社がIFRSを採用しているなど、IFRSの早期適用に関するニーズがあったため、2009年1月からの早期適用を認めた¹⁵。

(2)カーブアウト等

現在、カナダにおいてカーブアウトされている基準はなく、IASBで開発中の基準については、以下のような指摘があった。

- ・ 前述の通り、料金規制業種と投資企業でIFRSの適用時期を遅らせているが、IFRSの内容に永久的な例外措置を設けたりすることがカーブアウトだと考える (AcSB)。

(開発中の基準に対する指摘)

- ・ IASBとFASBのMoU項目(金融商品、リース及び収益認識)の完成を最優先すべきとコメントしている。MoUプロジェクトではないが、主要プロジェクトとなっている保険契約の基準統一は難しいとみている。いずれにせよカナダは米国と国境を共有していて、米国は非常に近い国であり、コンバージェンスにおいては、高品質で関係者のニーズに合ったものを開発してもらいたい(AcSB)。
- ・ IASBとFASBのコンバージェンスに遅れが出ている点を我々も懸念している。タイムリーな検討完了を期待するが、時間よりも基準の質を重視している(AcSB)。
- ・ IASBとFASBのコンバージェンスのスケジュールが遅延するのは悪い面ばかりあるわけではない。2011年からIFRSに移行したカナダでは、適用しなくてはならない基準の適用負荷が重く、その後、すぐに収益、リース、金融商品などのMoU項目が適用となると大変な負担となる。なお、アジェンダコンサルテーションへのコメント・レターでは、新基準の開発は料金規制業種の会計基準の開発だけを求め、新基準を開発しない静かな期間の必要性を主張した(AcSB)。
- ・ IASBとFASBのMoU項目の開発が遅れていることに不満を感じている。コンバージェンスは重要であり、両基準設定主体の決定は世界の資本市場に影響する

¹⁵ 導入レポート paragraph 38

(RBC)。

- ・ IASB と FASB のコンバージェンス・スケジュールが遅延しているが、個人的には、両基準設定主体は MoU 完了にコミットしているとの印象を持っている。扱うテーマも非常に複雑で技術的でもあるが、少なくとも IASB はコミットしており、予定より時間がかかっているものの、いずれコンバージェンスが見込まれるということではないかと思っている。(BCE)。
- ・ 時間をかけることは、拙速に行われるよりは良い。例えば、収益認識についても当初提案は納得できなかったが、カナダからのコメントも受けて見直されたとの所感を抱いている(Bombardier)。
- ・ 収益認識やリースなどは、時間をかけて設定することも大事である。IASB の基準設定プロセスのテストにもなっており重視している。適切な基準が出来上がれば、基準設定プロセスが適切であるとも考えられる(Canadian Tire)。

2. IFRS を導入した背景・理由

グローバル市場における自国市場のシェアが低く、独自の会計基準を維持することは不適切であり、他方、米国基準は開示コストが高く、基準設定の国際性を欠く点等に鑑み、カナダでは、IFRS を採用するという決定を含む 2006 年から 2011 年までの新戦略計画を採用している¹⁶。

新戦略計画採用以前の検討は、以下の通り。

AcSB は 2004 年から、将来 5 年間(2006 年から 2011 年)の戦略計画の開発を開始した。当時は米国基準と自国基準の調和を取りつつ、会計基準の国際的な収斂を支持するというスタンスを取っていた。

しかしながら、AcSB は財務報告環境の変化を 2004 年の段階で認識し、当時戦略見直しに適した時期と考え、利害関係者から支持があったこともあり、報告企業ごと(すなわち PAE、非公開企業及び NPO)に別々の戦略を開発するというアプローチを採用することとした。

財務報告環境の変化については、「導入レポート」で以下のようにまとめられている。

¹⁷

- ✓ カナダの報告企業が種類や規模によって区々。
- ✓ カナダの会計基準が報告企業全てのニーズに合致したかどうか疑問
- ✓ 米国基準との調和のもとにルールベースの米国基準を意図せず導入
- ✓ プリンシプルベースの基準を強調し、米国基準が要求するようなルールベースの

¹⁶ 導入レポート paragraph 45

¹⁷ 導入レポート paragraph 8

基準を懸念するところ、近年の財務報告の国際的な失敗¹⁸を理由とする基準設定に関する温度感の変化(プリンシプルベースへの傾倒)

- ✓ (米国基準に対する否定的な意見はあるものの)カナダの財務報告目的で米国基準がこれまで使用されてきており、今後も使用することを容認する法改正をしていることを含めた状況
- ✓ EU、オーストラリアといった国々で、直近 IFRS の採用が決定

その後、AcSB は新戦略計画立案において、まず、カナダを取り巻く環境に鑑み、以下の理由から、旧カナダ基準を上場企業用の会計基準として継続させないことを決定した¹⁹。

- ✓ 数年にわたる経験から、公開企業に別個のカナダ GAAP を残す固有の環境がない。
- ✓ 特にカナダの資本市場がグローバル市場の 3%未満であることから、事業が国際化するなかでは、別個の会計基準を保持することは不適切である。
- ✓ 利害関係者からカナダ GAAP を残す強いニーズがない。
- ✓ カナダ GAAP と他の基準との調整表の必要性がなくなる(減る)。
- ✓ カナダ GAAP を存続させ、米国基準か IFRS をカナダ化するよりも、基準設定主体のリソースを有効活用できる可能性がある。

その後、旧カナダ基準の代わりに据える会計基準(米国基準か IFRS)の検討を行い、結果として IFRS の採用が慎重な選択だと判断した²⁰。

- ✓ カナダの PAE 企業は、米国との対比で時価総額が小さく、IFRS よりも詳細で広範な米国基準を適用するコストや努力が許容できない。
- ✓ 米国基準は、米国市場の公益のみに従う FASB と SEC で運用されるのに対し、IFRS は IASB が国際的な達成目標や国際的な観点からの組織構造やデュープロセス等に従うという性質の違いがある(IFRS の方が相対的に自国の投資家保護を反映しやすい)。
- ✓ 近年の金融危機を受けた米国基準のルールベースの要求レベルの伸展は、SEC の活動を活発にし、基準設定における潜在的な規制当局の介入可能性を高めている。
- ✓ 米国固有の事情を踏まえた基準も存在する米国基準を選択することで、これまで米国基準に慣れていない企業にまで大変な労力をかけることが、グローバルコンバージェンスの究極的なゴールへの近道とは考えられない。

¹⁸ 導入レポートでは明示されていないが、米国のエンロン事件などを念頭においた記述と考えられる。

¹⁹ 導入レポート paragraph 23

²⁰ 導入レポート paragraph 30-34

3. IFRS の導入と市場全体におけるコスト・ベネフィット

(1) コスト及びベネフィット

一部の企業からは、コストを上回るベネフィットがあったわけではないとの指摘が聞かれた反面、国際企業では、世界中で適用できる統一基準である IFRS の導入によるメリットが認められるという意見も聞かれた。

- ・ IFRS 導入は、コンプライアンスの実践と思っており、コストを上回るベネフィットがあったわけではない(Canadian tire)。
- ・ (原則主義のもと)取引が複雑だったこともあって、個々の取引の会計処理において判断が多くなった。自ら判断することはメリットにもなったが、外部手数料などコスト負担は大きかった。監査人に意見を求めた結果、監査法人のグローバルレベルでの上位機関まで確認する結果となり、時間やコストがかかった(Manulife)。
- ・ 当社は、カナダに本社を置いている航空機製造業部門と、ドイツのベルリンを拠点とする鉄道運送事業部門から成り立つが、IFRS の採用には監査やステークホルダーとのコミュニケーションがやりやすくなるというメリットがあった(Bombardier)。
- ・ 1 つのローカル基準であるカナダ基準の適用を全社的に教育、維持することは難しく、IFRSの方がやりやすい(Bombardier)。
- ・ 一部の業界を除き、もともとカナダ基準が原則主義であったことから、ほぼ大半の企業で IFRS への変更は問題がなかった。なお、通信業界の観点では、最終的な財務数値へのインパクトは小さかったものの、準備作業は大変であった。暫定的な IFRS の実績としては、四半期決算を公表しているが、アナリストからのコメントは今のところわずかであり、資本市場への影響もごく僅かではないか(BCE)。

(2) 取引所の観点

TSX からは、IFRS 採用国との比較可能性、特に鉱業分野における(IFRS 採用国である)オーストラリアなどとの比較可能性向上に関する指摘が聞かれた。

- ・ 今の経済環境と導入決定時の経済環境も大きく違うので、IFRS 導入だけの効果を言い切るのには難しいが、情報に整合性があればアナリストにとっても業績比較がやりやすい(TSX)。
- ・ 例えば、鉱業(Mining)分野のアナリストがカナダ、オーストラリアで比較しようとするとやりやすい(TSX)。

(3) 小規模会社の状況

基準設定主体からは、小規模会社でのコスト負担を認めつつも、PAE については公的責任の存在を理由に IFRS 適用の判断を行ったことが示された。

- ・ 上場企業約 4,000 社のうち約 2,000 社は非常に規模の小さい会社であり、そのような企業では比較的成本がベネフィットを上回るかもしれないが、大企業と同様に公的説明責任があるため、これらの企業に対しても IFRS を適用することを決定し、当局も同意した(AcSB)。

4.原則主義のもたらす影響

(1)原則主義の適用

もともと原則主義であった旧カナダ基準からの移行はスムーズであったとの意見が多かった反面、一部の企業からは、他の国では発生していない問題があり、監査法人との調整に難航した等の指摘も聞かれた。

- ・ カナダ基準はそもそも米国基準よりも原則主義で、小さめの会社でも原則主義には慣れていた(AcSB)。
- ・ 実際には、これまでのカナダ基準は原則主義で、概念フレームワークは非常にIFRSに似ていた。将来に向けて、IFRSを使うことになると、専門家としての判断が多くなるが、これまでのカナダ基準と同じで大きく変わらない(OSC)。
- ・ 判断や文書化などの原則ベースへの対応については、基準や監査法人のマニュアルなど、どこかに参考とすべき情報があり、予想に反して大変ではなかった(Bombardier)。
- ・ 判断が多く求められるため、①利益のボラティリティを最小化すること、②税務に中立とすること、③同業他社との比較可能性を考慮すること、④コンプライアンスコストを最小化すること、という判断基準を設け社内で整合的に運用した(Canadian Tire)。
- ・ 会計処理の変更が不要、もしくは変更するとしても影響は小さかった。金融商品などは、旧カナダ基準が IFRS との間でコンバージェンスされていたため、実際にプロジェクトが開始した際には対応が完了していた。一方、グループ会社が 500 を超えており、連結は大変だった。また、同時に米国基準も財務報告として重要視しているため、米国基準との差異分析が必要だったことも負担となった(RBC)。
- ・ IFRS の導入が欧州の後であり、欧州の経験を利用できることがメリットと言われていたが、当社の例では、カナダ基準からIFRSへの移行のために20の調整が必要であり、うち半分は監査法人内でトップレベルの判断が必要となる重要な決定であった。他の国では発生していない問題があり、取引を遅らせるなどの影響があった。EUの導入からまだ5年あまりであり、依然よちよち歩きの状況。リードタイムが必要(Manulife)。
- ・ 原則主義は良いが、監査法人がマニュアルを用意し、現場では IFRS で書かれていないルールが使われることも起こりうる。整合性や比較可能性の観点から問題

と考える(Bombardier)。

- ・ 監査人としては、経営者の評価を検討し、経営者の判断に関して結論付ける必要がある。IFRS が取扱っていない重大な会計処理の結論に到達していない状況では、利用者に透明性を確保するためには、どのような会計方針が採用され、経営者がどのように判断したかに関する開示(IAS 第 1 号 122 項)が鍵となる。(PWC)

(2) ガイダンスの必要性

IASB や IFRIC がもっとガイダンスを出すべきであるという意見が多く聞かれた。この点について、基準設定主体である AcSB からは、IASB 等によるガイダンスの必要性を指摘しつつ、カナダでは IFRS に修正を加えないという方針と整合的に、自国固有の適用指針やガイダンスの発行は行わないとの説明が聞かれた²¹。

- ・ ガイダンスについては大きな声が聞こえている。IASB のアジェンダコンサルテーションへの AcSB のコメントでは、IASB と FASB の MoU 項目のコンバージェンスの後の第一優先作業として、もっと適用指針と解釈指針を出すようにと提案している。IFRS の実務への適用のばらつきは問題であることについても 2010 年の独自調査に基づき IASB にアドバイスしている。そのような議論のため IFRS Discussion Group を設立した(AcSB)。
- ・ 米国基準と IFRS は両極端である。IFRIC がもう少しガイダンスを出すべきという点には強く賛成。また、出すとしてももっとタイムリーに出すべき(RBC)。
- ・ 適切なレベルのガイダンスがない場合、解釈がばらばらな中での執行は監査法人や当局にとっても負荷が大きい。一方、監査法人の監査マニュアルで形式的な画一的取扱いが行われることにも問題がある。そのため、IASB レベルでのガイダンスを出すべきである(Manulife)。

また、一部の業界では、業界内で比較可能性を維持する取組みが行われた模様である。

- ・ カナダの企業はガイダンスが足りない領域については、導入前からグループで集まって同じ適用に向けた議論を行い、比較可能性を維持した(BCE)。
- ・ 銀行業界でも 5 大銀行が定期会合を持ち、比較可能性を維持できるような適用を議論した(RBC)。
- ・ 業界グループを形成できるところはいいが、メーカーではそれほど強い結束はなく、効果的な活動ができていなかった印象がある。銀行・保険はうまくいったと思うが、当社などは事業内容が独特な存在(Bombardier)。

²¹ IFRS 導入にあたっては、旧カナダ基準のガイダンスを継続するか否かが検討されたが、全て廃止することとされた。例えば EIC-111, "Determination of Substantively Enacted Tax Rates under CICA 3465" では、カナダ固有の税法上の取扱い(税制適格資本支出(会社設立費用、営業権、ライセンスなど)で税務上の損金とできない総支出の 25%部分に関する会計上の取扱い)を扱っていたが、カナダ固有の論点であり、削除されることとなった。

5.会社法への影響

カナダの会社法(Canada Business Corporations Act:CBCA)では、株主総会にカナダ基準で作成した財務諸表を提出することが規定されている²²。

カナダ基準とは、CICA Handbook にある会計基準であるとされているため、当該 Handbook に IFRS が導入されたことに伴い、カナダ会社法における財務諸表でも IFRS が使用されることとなった²³。

配当について、CBCA は、負債が期限を迎えたときに支払うことができなくなる、または、その可能性がある場合には、配当を宣言あるいは支払ってはならないとしているが、決算日における財務諸表との関係が明示されている訳ではない。

6.税法への影響

カナダの Income Tax Act は、課税所得計算のベースとなる財務諸表がどの会計基準に基づいて作成されるべきかを示してはいない。

なお、カナダの最高裁判例(*Canderel Limited. v. The Queen* 98 DTC 6100)が出ており、これに拠れば、納税者は以下の点と不整合でない限り、納税者の利益を計算する手法の採用は自由となっている。

- a) Income Tax Act の規定(the provisions of the Act)
- b) 確立された法原理(established case law principles)
- c) 十分に受け入れられているビジネス原理(well-accepted business principles)

また、PAE に IFRS が導入されることを機に、IFRS で作成された財務諸表の税務上の取扱いが論点となったため、カナダの歳入庁(Canada Revenue Agency:CRA)が指針を出しており、IFRS に基づいた財務諸表を課税所得決定の基礎とできるとされている。

なお、監査法人(PwC)からは、課税所得は財務諸表目的で決定された利益と直接リンクしていないため、課税所得の決定は IFRS の下でも変わらないであろうとの指摘が聞かれた。

7.規制環境、契約環境等への影響

(1)産業規制に対する影響

²² CBCA p.155(1)(a) 及び CBCR:Canada Business Corporations Regulation p.71(1)

²³ CBCR p.70

料金規制業種(電力、ガス等)では、2011年1月からの導入ではなく、導入時期が延期となっている(AcSBの公開草案では2年の延期が提案されていたが、現在のHandbookでは1年の延期となっている)。また、2015年1月1日に始まる事業年度より前まで米国基準の適用が可能となっている。

期限延期は、前述の通り、IFRSの新基準の整備を待つ関係で採られた措置であることから、IASBの基準開発の状況によっては、料金規制業種について更なる導入期限延期の可能性も考えられる。もしくは、緊急避難として米国基準を採用する動きがでる可能性がある。

また、金融機関監督庁(OSFI: Office of the Superintendent of Financial Institutions)は、監督下にある金融機関等について、適用時期を迎えていないIFRSで、早期適用が認められている基準の早期適用を認めていない。

(2) 契約への影響

財務制限条項や複数企業で共同事業などを行っている場合の利益の配分等においても、「カナダ基準」という用語が参照されている場合が多く、当該「カナダ基準」の廃止によるこれらの契約への影響が懸念されたが、そのような影響を避ける目的もあって、カナダでは「カナダ基準」を維持したまま、内容をIFRSに変更している。

なお、このような手当をしたとしても、実際に算定される純資産の算定基準が変化すること自体は避けられず、実質的な影響は存在するとの指摘が聞かれた。

8. 企業等への影響

(1) 産業・雇用への影響

大きな影響に関する指摘は概ね聞かれなかったが、個別に、上場基準への影響や米国基準を使う競合他社との開示水準の違いを懸念する指摘が聞かれた。

- ・ 第3四半期しか終わっておらず、2011年の年度決算が終わっていないため、まだ評価は定まっていない。雇用等への影響はわからないが、インパクトは小さい。保険業界の特徴としては、将来の基準改定により、大きな影響が生じる可能性がある(Manulife)。
- ・ 金融商品、棚卸資産、包括利益、ヘッジなどカナダ基準は移行前からIFRSとの調和を図ってきた。欧州や南アフリカのように本当の意味でのビッグバンではなく、実質的な段階適用であったことが重要なポイント(Canadian Tire)。
- ・ カナダの製造業界における特段の問題は記憶していない(BCE)。
- ・ IFRS導入に伴い、リート上場要件の利益に関して影響があった。公正価値ではなく、減価償却の方法が論点であった(TSX)。

- ・ IFRS 適用により、米国基準よりも開示が増加する項目があり、同業他社との競合の観点からは、両基準のいずれを使っているかによって、開示情報のレベルに差が生じるという影響がある(Canadian Tire)。

(2) 中小上場企業への影響

わずかではあるが、移行に間に合わず、上場廃止となった企業があるとの指摘が聞かれた。

- ・ 初めての IFRS 四半期報告では 30 日の延長期間を設けたこともあり、ほとんどすべての発行体は第 1 四半期での IFRS 報告が提出できた(OSC)。
- ・ IFRS の負荷を理由に任意で非上場化したところはなかったが、移行に間に合わず取引停止になった企業はわずかながらあった(TSX)。

9. IFRS の導入を円滑にするための方策

(1) 移行前(2011 年 1 月以前)の準備

① 作成者の教育

カナダ会計士協会(CICA)が教材を作成して教育したり、当局が直接 IFRS の導入を支援したという方策が聞かれた。

- ・ CICA で教材を作成し、小規模企業に対して実務への適用について研修を実施した。また、公的説明責任企業は、業種毎に、例えば石油ガス会社(400 社以上)は会計事務所を雇って、業界特有の会計について参考資料を作成した(AcSB)。
- ・ 新興市場(Junior Market)の企業に対しては、ウェブベースの研修(CICA Webinars)を提供した。約 200 の小規模会計事務所に対しては、自らクライアントサポートが十分にできるかどうか心配されていたが対応できた(AcSB)。
- ・ 中小企業が多い地域はブリティッシュコロンビア州やアルバータ州であるが、これらの地域では規制当局が直接指導した(AcSB)。

② 投資家へのアナウンス

IFRS 移行前の会計期間において、証券規制当局が上場企業に対して導入による影響等の開示を求めたという方策が聞かれた。

- ・ IFRS に移行する前の段階で、上場企業に対し、IFRS 移行時の会計方針の選択のほか、数値への影響や事業判断の変更についても事前に公表するよう求めた。その目的は円滑に移行ができるようにすること、かつ、利益の額への影響にサプライズがないようにすることであった(OSC)。

③当局と作成者間のコミュニケーション

規制当局による IFRS 移行に関するレビュー結果を公表する方策や、規制当局に財務諸表を提出する際のガイダンスを発出するという方策が聞かれた。

- ・ 移行前に開示してもらった内容をレビューし、問題点を公表。良い開示例の紹介も行った。すべてのオンタリオの上場企業に書簡を発信し、IFRS 移行への準備状況や問題点を通知するように連絡した(OSC)。
- ・ はじめてファイリングする際の Top10 Tips²⁴(注)というガイダンスも当局から出した。2010 年においては、何度もセッションを行い、その中で、最初の四半期報告で当局が求めることを説明した(OSC)。

(2)移行後(2011年1月以降)の対応

IFRS 移行後は、実務に配慮した財務諸表提出期限の延期や、提出された財務諸表に関する規制当局によるレビュー結果の公表といった方策が聞かれた。

- ・ 初めての IFRS 四半期報告では、30 日の延期を認めた。ほとんどの企業が、この提出期限延期で伸びた期限を利用した(OSC)。
- ・ 初めての IFRS 四半期報告については、全企業の提出書類をレビューした。修正再表示を減らすことを目的として、まだファイリングしていない企業をターゲットに、先にレビューした企業で見つかった問題点を Web で公表するとともに、個別企業にメールで通知を行い、監査法人とは直接話をした(OSC)。

²⁴ 正式には Ontario Securities Commission Issuer Guide “TOP 10 TIPS FOR PUBLIC COMPANIES FILING THEIR FIRST IFRS INTERIM FINANCIAL REPORT”という文書で、最初の IFRS に基づく四半期報告で 30 日間の提出期限延期が認められていること等の情報がまとまっている。

III. 経済活動と会計のあり方

1. IFRS とゴーイングコンサーン経営

(1) 会計基準の性質

カナダにおいては、IFRS がどのような性質をもつ会計基準かという議論は、ほとんどなされていない模様であった。

- ・ 清算価値を算定するための会計基準は、もはやゴーイングコンサーンでなくなった企業に適用されるもので、公正価値評価は清算価値を暗示するものではなく、現在価値に関する市場の受け止め方に基づいた評価である(AcSB)。

(2) 当期利益の位置づけ

カナダにおいては、概ね当期利益・リサイクリングが重要視されている模様であった。

- ・ 包括利益を投資家が注目しているものとは思えない。一番関心があるのは、当期利益と Non-GAAP measures だと思う(OSC)。
- ・ OCI や当期利益の問題は製造業にとっては問題となりえるため、今後対応が必要。投資家は当期利益を見ており、OCI には注目していない。EPS も当期利益を使っている。投資家は何が適切かわかっている。リサイクルが維持できるよう変更することが必要。ただ、何が OCI 計上で何がノンリサイクリングなのかについて、業界毎に項目毎によい悪いがある。例えば、年金の数理計算上の差異について、いちいち PL に響かない点はいい点かもしれない(Bombardier)。
- ・ 当期純利益はカナダで非常に重要と考えられている。注目されているのは、損益計算書の表示であり、IAS 第 1 号における営業利益・非営業利益の要件が気にかかっている。ただ、カナダ基準には OCI 項目が以前からあって、大きな変更とは思っていない。(PwC)

2. 公正価値会計

(1) IFRS 導入時の公正価値に関する主な差異

項目	国際会計基準	旧カナダ基準 (2009年12月末)
有形固定資産 (IAS16)	再評価モデル 又は 取得原価評価モデルの選択が可能	取得原価評価のみ

項目	国際会計基準	旧カナダ基準 (2009年12月末)
無形固定資産 (IAS38)	取得原価評価 (活発な市場がある場合、再評価モデルの選択が可能)	取得原価評価のみ
投資不動産 (IAS40)	公正価値モデル 又は 取得原価評価の選択が可能	取得原価評価のみ
	取得原価評価とした場合、公正価値を開示	注記のための <u>公正価値評価が必要</u>
金融商品 (IAS39/IFRS9)	IAS39: 公正価値が容易に測定できない非上場株式は取得原価評価 IFRS9: 公正価値測定となる可能性	公正価値が容易に測定できない非上場株式は取得原価評価
	IAS39: 組込デリバティブは分離処理 IFRS9: 金融資産に分離処理がないため償却原価法としていた分離後のホスト部分と合わせて公正価値測定となる可能性	組込デリバティブは分離処理
退職給付会計 (IAS19)	制度資産の公正価値評価 報告日における公正価値	制度資産の公正価値評価 報告日から3ヶ月以内の公正価値の使用が容認(継続適用前提)

(2) 経営判断への影響

有形固定資産について、実際に再評価モデルを採用している企業はほとんどないと指摘が聞かれた。他方、投資不動産については、一部企業で再評価モデルが採用されているとの指摘があった。

《基準設定主体》

- ・ 旧カナダ基準や米国基準よりも IFRS は公正価値評価が多い。しかし、IFRS 適用企業で、継続的に有形固定資産について再評価モデルを選択している企業はほとんどない。無形資産についても同様。一方、REIT は IAS 第 40 号に基づき、投資不動産について、公正価値測定を選択適用している (AcSB)。
- ・ 特に公正価値測定の範囲を気にしているのはカナダの生保業界であり、現在の現在価値評価に基づき保険負債を測定すること自体に反対ではなく、提案されている測定方法(仕組み)の特定箇所にも異議を唱えている。また、投資ポートフォリオと保険負債のアライメントに懸念をもっている (AcSB)。

《企業》

- ・ 公正価値を使うかどうかについては多くの選択肢があり、有形固定資産では、取得原価が使える。不動産業界では再測定モデルを適用している先もあるが、小売セクターでは不動産は保有しているものの、取得原価を使っている(Canadian Tire)。
- ・ 選択肢に過ぎないので、公正価値の範囲が広いからといって大きな影響はない(Bombardier)。

《監査人》

- ・ IFRS は旧カナダ基準で要求された公正価値情報よりも多くのものを要求しているとは考えていない。公正価値情報が用いられる範囲で、重大な問題は聞いていない。再評価モデルの使用は一般的ではない。ただし、不動産企業の中には、IFRS のオプションを用いて投資不動産を公正価値で測定しているところもある(当該選択肢は旧カナダ基準では利用できなかった)(PwC)。

IV. 会計基準設定主体のあり方

1. 会計基準設定主体のガバナンス

(1) 設定主体の構成

会計基準の設定は、AcSB(会計基準審議会)において、CICA Handbook で区分される PAE、私企業(Private enterprises)、NPO、年金基金の各々について行われている。

AcSB は、会計基準監視評議会 (AcSOC : Accounting Standards Oversight Council) に選任される 1 人の議長と、8 人の委員で構成される。

AcSB の責務は、AcSOC によって承認された Terms of Reference (運営規約) において、(公的部門以外の) 会計基準やガイダンスを自らの権限において開発 (develop) もしくは採用 (adopt) することにあるとされている。

(2) 基準設定主体のガバナンス

会計基準設定主体である AcSB は、カナダ企業が使用する会計基準を開発するための政府から独立した機関である。AcSB の活動は上位機関である AcSOC によって監視される。

(3) 当局による基準の承認

カナダでは、基本的に会計基準は民間の会計基準設定主体である AcSB で定められることになっている。したがって、新基準が作成される都度、証券規制当局が承認するという形式にはなっていないが、証券規制当局は個別の基準を規則等で修正することができる。

ただし、OSC からは、現在、そのような修正を行っていないとの指摘があった。

2. 会計基準設定主体の役割

(1) 会計基準設定主体のあり方

現在の AcSB の役割の一つは、IFRS の個別基準の採用の是非を決定することにある。AcSB が採用しなければ、会計基準は CICA Handbook に反映されず、その結果、資本市場法や会社法が参照する基準とならない。

もう一つの役割は、非上場企業などで用いられる Local GAAP を作成することである。

(2) IASB の基準設定に対する意見発信

① 意見発信方法

スタッフレベルからボードメンバー・議長に至るまで、コミュニケーションチャンネルが

開かれていることが示された。

- ・ IASB の新議長、副議長、IFRIC のリーダーとは緊密な関係を維持している。彼らは、我々の懸念をよく理解している。IFRS 解釈指針委員会にはカナダ出身のメンバーもいる。IFRS 適用の整合性を向上させることに留意して意見発信をしている (AcSB)。
- ・ IASB スタッフと AcSB スタッフ間におけるスタッフレベルでの頻繁なコミュニケーションが重要である。また、IASB に対していかに人材を出せるかも重要だろう。カナダから、IASB のいくつかのワーキング・グループに人材を拠出している (AcSB)。

②意見発信の例

IFRS 第 1 号での除外規定の導入、露天掘りの剥土コストに関する IFRIC 解釈指針についての成果が示された。

- ・ IFRS 第 1 号の修正について、カナダの意見を取り入れて修正してもらった実績がある。まずは、AcSB スタッフと IASB スタッフの会話からスタートした。最適のコミュニケーションとして、第一に、十分に吟味検討されたレターを作成すること、第二に、スタッフ間のコミュニケーションをとり、カナダだけの問題ではないことを十分に理解してもらうこと、が挙げられる。また、議長レベルのコミュニケーションや、ボードメンバーレベルでの付き合いも大事である (AcSB)。
- ・ 露天掘りの剥土コストの会計処理に関する IFRIC の解釈指針は、カナダの論点を扱ったものである (AcSB)。

③他国の同業他社との連携

銀行、保険業界での連携について示された。

- ・ 銀行業界では、どういったインパクトがあるのか、業界で力を合わせて両ボードに働きかける必要を感じ、窓口対応に専担者を置くことも検討。立場を理解してもらう必要がある。また、国内基準設定主体とも対話が必要 (RBC)。
- ・ 保険業界では、カナダだけでなく、友好国が集まり、日米欧で声を合わせてパワフルな影響力を行使している。但し、調整等にも力を入れていく必要は生じる。また、利用者の声を学習し、仲間を作ることも有用。関係者が増え、さらに利害調整が複雑になるが、重要であり、取り組む価値のある努力 (Manulife)。

以上